

## 特殊法人等の見直しについて

平成9年3月12日

自由民主党行政改革推進本部

特殊法人等については、今次行政改革の趣旨にのっとり、また、財政構造改革にも資するため、下記1~2により組織の整理合理化を進めるとともに、下記3~4により事業経営の効率化を図ることとする。

なお、特殊法人等の整理合理化及び経営効率化の結果生じる雇用問題については、平成7年2月24日付閣議決定「特殊法人の整理合理化について」に定めた方針にさらに検討を加え、政府において万全の対処を期するものとする。

1. 次の基準に照らし、事業の見直しを行うことにより、組織の廃止、統合、民営化等整理合理化を進める。
  - (A)政策目的の達成度、経済社会情勢の変化、官民の役割の見直し等の観点からみて、政策として必要性が乏しくなったもの
  - (B)費用対効果、目的対手段等の観点からみて、政策として過度あるいは不整合と認められるもの
  - (C)特殊法人等の事業としてではなく、政府の直接処理、地方公共団体への移管、民営化あるいは民間委託等他の方法によることが可能あるいは適切なもの
  - (D)計画に比し採算が悪化し、特殊法人等の事業として行うに適切でないもの
  - (E)縦割りの発想から取り上げている事業である等のため、他の特殊法人等でも類似の事業が行われているもの
2. 上記1による事業の見直しの結果、組織の廃止、統合、民営化に至らず、事業の縮小に止まった場合においても、それを必ず役員数及び職員の定員の削減に反映させるものとする。
3. 上記1の事業の見直しの有無に関係なく、すべての特殊法人等を通じ、経営の効率化を図ることとし、役員の定数及び給与並びに職員の定員及び給与を見直すとともに、その法人が行う調達等の取引について系列企業等との癒着関係を根絶する等市場原理を徹底導入するものとする。
4. 上記3の経営の効率化によって、特殊法人等の業務にかかる政府交付金、補給金、補助金等及び資金コスト低減のための政府出資金、補助金等を削減し、財政負担及び企業の公的負担の軽減を図ることとする。

## 特殊法人等の整理合理化（第一次分）について

平成 9 年 3 月 27 日  
自由民主党行政改革推進本部

当本部においては、昨年以來、特殊法人等について実態調査、関係省庁からのヒアリング、見直しの基本方針の策定などを行い、その整理合理化のための作業を進めてきたが、今回、これら特殊法人等のうち主に金融業務を行うもの以外で、組織について廃止、民営化等重大な変更を行うべきものについて、下記のとおり、結論を得た。

当本部では、引き続き、金融関係の法人について、上記と同じ観点からの見直し作業を進めるとともに、今後も存続することとなるすべての法人について、事業の減量化及び経営の効率化のための検討を行い、早急に結論を得たいと考えている。

なお、特殊法人等の整理合理化に際しては、事業量の減少に応じた定員の削減が厳格に求められるが、他面、雇用問題については限りなく慎重な対応が望まれる。当本部としては、政府において、平成 7 年 2 月 24 日付閣議決定「特殊法人の整理合理化について」において定めた方針にさらに検討を加え、万全の対処を行うよう求めるものである。

### 記

#### 1. （特）国立教育会館

平成 11 年の通常国会において法律改正を行い、廃止する。

教育研修、情報収集等の業務は、必要に応じ、国立教育研究所等に移管する。

#### 2. （特）年金福祉事業団

平成 11 年に行われる年金の財政再計算に合わせ、年金資金の運用の新たな在り方につき結論を得て、廃止する。

資金運用業務については、資金運用部との関係を含め、担当機関の在り方を長期的かつ専門的見地に立って、別途検討するよう求める。

大規模保養基地業務からは撤退し、また、被保険者向け融資業務については、適切な経過措置を講じたうえ、撤退する。

#### 3. （特）農用地整備公団

平成 11 年に予定される農業基本法の改正に伴う農政全体の見直しに合わせ、廃止する。

受託残事業は森林開発公団に移管する。

4. (特) 電源開発株式会社  
5年程度の条件整備期間を置いた後、民営化する。  
その場合、財投等資金調達等における財務体質の強化、九電力による保有株式の売却等の措置を講じる。
5. (特) 雇用促進事業団  
平成11年の通常国会において法律改正を行い、廃止する。  
職業能力開発関連業務、中小企業の人材確保等事業主支援業務及び勤労者財産形成促進業務については、業務内容を精査したうえ、新たに設立する法人に移管する。
6. (特) 住宅都市整備公団  
平成11年の通常国会において法律改正を行い、廃止する。  
都市開発・再開発業務(政策的に特に必要とされる賃貸住宅業務を含む)については、現在子会社により行われているものも含め、業務内容を調整したうえ、新たに設立する法人に移管する。現在の賃貸住宅の管理業務も新法人に引き継ぐことを予定する。  
分譲住宅業務からは、適切な経過措置を講じたうえ、撤退する。
7. (認) 農業共済基金  
平成11年に予定される農政全体の見直しに伴う農業共済事業の再編のための法律改正の中で廃止する。  
緊急つなぎ融資事業は、別途適切な機関を決定し、これにより処理することとする。
8. (認) 繊維産業構造改善事業協会  
繊維産業構造改善臨時措置法が平成11年6月末に期限切れになるのに合わせて、廃止する。  
必要な事業は、中小企業事業団へ移管する等、一般中小企業対策と一体的に、実施する。
9. (認) 造船業基盤整備事業協会  
造船業構造転換業務の完了に伴い、平成12年の通常国会において法律改正を行い、廃止する。  
技術開発支援業務及び造船ダンピング調査業務は、設立予定の運輸施設整備事業団へ移管する。

10. (認) 中央労働災害防止協会  
平成 12 年に所要の措置を講じ、民間法人化する。
11. (認) 中央職業能力開発協会  
平成 10 年に所要の措置を講じ、民間法人化する。

以 上

## 特殊法人等の整理合理化（第二次分）について

平成 9 年 7 月 11 日  
自由民主党行政改革推進本部

当本部は、特殊法人等の見直しの基本原則（「特殊法人等の見直しについて（平成 9 年 3 月 12 日）」）に基づき、政府関係金融機関の整理合理化について検討した結果、下記のとおり結論を得た。

### 記

#### 1. 日本開発銀行

- 1) 平成 11 年の通常国会において法律改正を行うことにより、日本開発銀行を廃止し、同時に、同行が担当してきた業務を新たな視点から減量再編成したものを担当させるため、新銀行を設立する。

同行の債権・債務は、新銀行に承継される。

新銀行の名称は別途検討する。

- 2) 新銀行の業務分野は、

- イ. これまで開銀の地域開発融資及び北東公庫の融資が対象としてきた地域整備関連分野、

- ロ. 環境対策、防災対策等の社会的要請に応える生活基盤関連分野

を中心とし、

- ハ. これまで開銀が対象としてきた産業分野については、わが国の経済活力を維持するため戦略的に重要であり、かつ、融資期間等から民間金融機関によっては対処できないもの、

に限定する。

- 3) 上記の業務再編に伴い、

- イ. 地域振興整備公団の融資業務は新銀行に移管する。

- ロ. 環境事業団の融資業務は新銀行に移管する。

- ハ. 産業基盤整備基金の業務分野は新銀行においても対象とする。

- ニ. 開銀の航空機購入向け融資は輸銀に移管し、また、食品工業向け融資は農林漁業金融公庫に移管する。

なお、新銀行の業務において、従来、北東公庫、地域振興整備公団、環境事業団の対象であった分野への金融が十全に確保されるための措置を講じる。

## 2. 北海道東北開発公庫

- 1) 同公庫は、平成 11 年の通常国会において法律改正を行うことにより廃止し、新銀行に統合する。
- 2) 同公庫に係る「むつ小川原開発」、「苫小牧東部開発」の両プロジェクトについては、新銀行設立までの間に、関係省庁、自治体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議のうえ結論を得るものとする。

## 3. 日本輸出入銀行・海外経済協力基金

- 1) 平成 7 年 3 月 31 日閣議決定「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合については、既定方針どおり実施する。
- 2) 上記方針の実施に当たって、次により、両機関の業務の減量・効率化を図る。

### イ. 輸銀

一般投資金融について減量化することとし、特に先進国向け融資については、貿易摩擦回避、国際的共同開発など政策緊要度の高い案件に限るものとする。

製品輸入金融の対象品目を見直すこととし、貿易摩擦回避、対外収支不均衡是正及び国民生活に不可欠な物資サービスの供給に資する案件に限るものとする。

輸銀融資について、原則として民間銀行の保証を求めることを廃止する。

### ロ. 基金

円借款の供与について、より一層国民の理解と支持を得るため、対象の重点化等、供与国たるわが国の存在がより明らかになるための改善措置を講じる。

## 4. 国民金融公庫・環境衛生金融公庫

- 1) 両機関は、平成 11 年の通常国会において法律改正を行うことにより統合する。新機関の名称は別途検討する。
- 2) 環衛公庫設立当時の経緯に照らし、新機関の業務運営上特別の融資枠を設定し、専門担当部門を設置する。

## 5. 商工組合中央金庫

- 1) 中小企業向け政策金融機関としての機能を維持しつつ、経営の効率化、民間資金の導入などにより、自立化を図る。
- 2) 平成 10 年度以降、追加政府出資は、災害等特別の事情のある場合を除き、行わない。政府既出資分については、金融市場において十分な信用力が確立されるまでの間、現状のまま存続させる。

## 6. 中小企業金融公庫

1) 国民金融公庫との貸付分野の調整について、原則として、国民金融公庫にあつては従業員数 20 人以下を対象とし、中小企業金融公庫にあつては従業員数 21 人以上を対象とする。

#### 7. 中小企業信用保険公庫・中小企業事業団

- 1) 平成 11 年の通常国会において法律改正を行い、中小企業施策の総合的・効率的推進、都道府県との連携の一層の強化を図るため、両機関は統合する。  
新機関の名称は別途検討する。
- 2) 新機関においては、中心市街地活性化、小売商業対策、金融ビッグバンに対応するための中小企業の体質強化策等の信用保険業務、高度化融資業務等の充実・強化を図る。

#### 8. 住宅金融公庫

- 1) 景気対策として制度化された特別割増融資制度について、段階的に縮小し、融資残高の増大を抑制する。
- 2) 宅地造成等地域開発関連の事業者（地方公共団体の住宅公社、民間デベロッパー等）向けに行う宅地造成融資について、対象プロジェクトの内容に応じ、他の政府関係金融機関との業務分担のあり方につき見直しを行う。
- 3) 建売住宅・マンション建設について、品質に係るトラブルが発生している実情に照らし、公庫融資利用者の信頼を確保するため、公庫の審査等を充実する。
- 4) 金融システム等の改革のための法制の整備及び財政投融資制度の見直しの作業の進捗に応じ、既往貸付の証券化や公庫債の発行を検討し、融資残高の縮減を行う。

#### 9. 公営企業金融公庫

- 1) 地方団体の意向をより一層業務運営に反映させるため、新たに公営企業の代表者等からなる運営協議会を設置するとともに、公営企業の代表を理事に加える。
- 2) 河川、道路、高等学校、公営住宅に係る一般会計事業貸付については、縁故債等他の手段による資金調達が困難な団体に限定することなどにより、事業を縮小する
- 3) 国庫からの補給金は、3 年間で段階的に廃止する。
- 4) 債券発行に当たっては、効率性の観点から、適切に市場選択を行う。

(備考) 廃棄物行政については、環境庁に統合し、一元的、効率的に遂行される方向で検討すべきである。

以 上

## 特殊法人等の整理合理化（第三次分）について

平成 9 年 8 月 26 日  
自由民主党行政改革推進本部

当本部は、特殊法人等の見直しの基本原則（「特殊法人等の見直しについて（平成 9 年 3 月 12 日）」）に基づき、政府系金融機関の整理合理化に続いてその他の機関についても検討した結果、下記のとおり、特殊法人等（平成 7 年以降廃止・民営化を決定したものを除く）のすべてに共通する事項と、26 の個別の法人に関する事項につき結論を得た。

### 記

#### 共通事項

##### （業務量）

1. 各特殊法人等は、同一の政策による事業について原則としてサンセット方式による見直しを行うとともに、新規の政策による事業を始めるときは、スクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、従前の事業を廃止すること等を行い、全体として事業の減量化に努めるものとする。（本項に言う特殊法人等には、日本銀行、日本放送協会、日本赤十字社、公営競技関係法人、特殊会社及びこれに準じるもの並びに組合、同連合会及びこれらに準じるものを含まない。以下、特殊会社にあつては 2、5、6、8 及び 9 において、また、その他にあつては 2 及び 6 において同じ。）

##### （役員の数）

2. 政府が任命（任命にかかる承認・許可を含む。以下、同じ）権を有する常勤役員が 10 名以上の特殊法人等においては、その役員数を 10% 削減する。ただし、平成 7 年以降に決定した特殊法人の統合に伴い、別途役員数の削減方針を定めたものについては、その方式に従うものとする。

##### （役員の登用先）

3. 政府が任命権を有する常勤役員については、「特殊法人の役員について」（昭和 54 年 12 月 18 日閣議了解）の方針に加え、省庁ごとに主管の特殊法人全体を通じ、その主管官庁からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとどめるものとする。また、民間人の起用を促進する。

なお、認可法人についても、特殊法人に準じて、国家公務員からの直接の就任者の削減に努めるものとする。

##### （役員の変動先）



4. 特殊法人等相互間における役員のたらい回しの異動(いわゆる「渡り」)については、真に止むを得ないものに限ることとし、この場合においても一回限りとする。

( 役員の給与 )

5. 特殊法人等の役員給与は、任命権者の俸給額より低くなるよう、再調整するものとする。

( 職員定数 )

6. 事業活動を財政支出に依存して行っている特殊法人等の職員定員は、国家公務員についての現行の定員管理方式に準じた方式のもとで、10年間に10%の計画的定員削減を行う。

( 資金調達 )

7. 事業資金を財投資金に依存している特殊法人等については、財投機関債(原則として政府保証は行わない)の発行を自由化し、自力での資金調達に努めるものとする。

( 出資・拠出 )

8. 1) 特殊法人等(資金供給を本来業務とすることが法定されているものを除く)による公益法人もしくは株式会社等への基金拠出及び出資は、原則として禁止する。真に止むを得ずこれを行うときは、所管大臣の承認を要するものとする。  
2) これまでに設立された公益法人、株式会社等については、1)の趣旨にのっとり所管大臣の承認を受けたものを除き、廃止するものとする。  
3) 特殊法人等が設立した公益法人が、さらに公益法人もしくは株式会社等への基金拠出及び出資を行う場合及び既に行っている場合についても、それぞれ1)、2)に準じ、処理するものとする。

( 発注契約 )

9. 特殊法人等が、公益法人、株式会社等に業務を発注する場合、独占的契約を禁止し、小規模案件、緊急案件等を除き、競争入札とする。  
公共事業入札に関しては、「経営事項審査制度」及び発注標準を見直し、優良な中小・中堅建設業者の受注機会の確保を図る。

( 財務公開 )

10. 特殊法人等の財務内容の公開に当たっては、可能な限り民間企業に適用されている会計基準に基づく会計処理を行うものとする。  
合わせて、公開の対象には一般会計及び特別会計からの繰入額及び同累積額、財投による出融資額及び同残高、不良債権額、累積損失額並びに繰上償還額を含めるものとする。

( 情報公開 )

11. 特殊法人の情報公開に関する法制上の措置のあり方について、速やかに調査研究に着手する。

( 評価 )

12. 1) 特殊法人等のあり方を常に見直すため、その活動実績の評価及び見直しを行うための機構を外部に設置し、その作業結果を公開する。
- 2) 研究開発関連法人については、その実施または支援する研究開発について、専門家による評価を行うための機構を外部に設置し、その作業結果を公開する。

## 各特殊法人等の整理合理化事項

1. (特) 国民生活センター
  - 1) 規制緩和が進展する中で、消費者の自立を支援するため、積極的な情報提供を行うとともに、消費者被害の迅速な処理・解決体制を整備する。
  - 2) 消費者ニーズに即応した業務の効率化を図るとともに、外部の有識者からなる委員会を設置して、業務の評価およびチェック機能を強化する。
2. (特) 水資源開発公団
  - 1) 公園事業等のための基盤整備事業については、平成 10 年度から撤退する。
  - 2) 業務発注については、小規模案件、緊急案件等を除き、競争入札とし、従来特定企業が独占的に受注してきた定型的な業務（庁舎管理・車両運転等）や現場業務（調査・測量・設計等）等についても競争入札による民間委託を行う。
  - 3) 新たに管理を開始するダム等にかかる業務は、可能な限り既存管理所に統合して処理する。
  - 4) 公団の工事コストについて、平成 11 年度末までに 10% 以上を目途に節減する。
3. (特) 地域振興整備公団
  - 1) 「特殊法人等の整理合理化（第二次分）について」（平成 9 年 7 月 11 日）に基づき日本開発銀行廃止後の「新銀行」へ移管される融資業務に関連する組織定員につき見直しを行う。
  - 2) 地方組織について、支部、地方事務所の統廃合等、部局の整理・統合を行う。
  - 3) 公団の工事コストについて、平成 11 年度末までに 10% 以上を目途に節減する。
  - 4) 「特殊法人等の整理合理化について」（平成 9 年 6 月 6 日閣議決定）に基づき住宅・都市整備公団廃止後に設立される「新法人」との業務分野を明確にし、その統合を検討する。
4. (特) 日本学術振興会
  - 1) 科学技術創造立国を目指し、研究者養成、学術の国際交流、産学協力研究、出資金

事業等の重要事業を推進するため、適切な事務の効率化を図りつつ、必要な体制の拡充を推進する。

5. (特)日本私学振興財団

- 1) 私立学校の経営の健全性を高める観点から、私学助成金の交付基準について再検討する。

6. (特)日本体育・学校健康センター

- 1) 0-157 感染症防止のため、行政監察結果を踏まえ、給食システムについて早急に改善策を講ずる。
- 2) 学校給食用物資供給事業のうち、承認物資については、平成 10 年度末までに全廃するとともに、指定物資についても、米飯給食の定着状況や、供給体制、保護者負担のあり方等に留意しつつ、適切な対応を検討する。

7. (特)社会福祉・医療事業団

- 1) 社会福祉法人への累次の行政監察結果に照らし、
  - イ. 社会福祉法人の設立認可に当たっては、申請者の経営能力、資金能力等について厳正な査定を行う。
  - ロ. 社会福祉施設整備については、国庫補助基準単価を見直し、融資基準単価も、国庫補助基準単価と同額とする。  
融資対象から地方単独補助金を減額し、適正な自己負担を求める。
  - ハ. 運営費（措置費）補助について、単価の見直しを行う。
  - ニ. 法人格付与後においても、指導・監督の徹底を図り、措置費等の流用等悪質な事例については、社会福祉法人の解散、社会福祉施設の廃止等を含め、厳正に対処する。

8. (特)森林開発公団

- 1) 大規模林道事業については、3 路線（平取・えりも線、真室川・小国線、飯豊・桧枝岐線）の区間を廃止・縮小し、林業の振興及び山村の活性化のための事業に重点を移す。
- 2) 今後は植林事業に重点を置き、水資源確保等のための森林整備を推進する。

9. (特)石油公団・(特)金属鉱業事業団

- 1) 資源の探鉱投融資の採択基準を一層定量的なものとするにより資源開発の効率化を図る。
- 2) 国家原油備蓄・希少金属備蓄について、当面、新規の積み増しを見送る。

- 3) これまでに設立された出資会社（石油公団 130 社）を整理し、削減する。
10. （特）新東京国際空港公団・（特）関西国際空港株式会社
    - 1) 今後の事業規模の拡充に当たっては、事業の効率化の観点から、組織人員の抑制に努める。
    - 2) 出資会社（東京 6 社、関西 6 社）について、安全確保等の見地から可能な限り民営化を図り、周辺業務は極力競争入札により処理する。
  11. （特）帝都高速度交通営団
    - 1) 閣議決定（平成 7 年 2 月 24 日）どおり、民営化を推進する。
  12. （認）自動車事故対策センター
    - 1) 今後の事業運営に当たっては、事業の効率化の見地から、組織人員の縮減に努めるとともに、受益者負担の拡充を図る。
  13. （特）労働福祉事業団
    - 1) 勤労者医療の中核的機能を高めるため、労災指定医療機関や産業医等との連携システムを含め、その機能の再構築を図る。
    - 2) 労災病院の実態（労災患者入院比率 8%）にも照らし、その運営のあり方につき、統合及び民営化を含め検討する。
    - 3) 毎年度損失が生じている経営状況を改善し、労災保険からの出資金の縮減を図る。
  14. （特）日本労働研究機構
    - 1) 情報収集・提供、国際交流事業を縮減する。
    - 2) 研究テーマの設定、調査研究結果につき、外部の有識者をまじえた評価制度を導入する。
    - 3) 研究者につき任期制を導入する。
  15. （特）日本道路公団
    - 1) 建設局・管理局の統合により執行体制を効率化し、今後の事業拡大に当たっても、組織・人員の増加は極力抑制する。
    - 2) 新規整備区間の建設費について 10%、管理費について 5%を目途に節減する。
    - 3) 新事業（サービスエリア周辺開発等）は、民間活力の活用等により行うこととするとともに、利用者の負担軽減に寄与するものに限るものとする。
    - 4) 財投機関債を発行し、自力での資金調達を拡大を図る。
    - 5) 建設、維持修繕及び料金収受の業務に関しては、小規模案件、緊急案件等を除き、

競争入札とする。

6)(財)道路施設協会については、

- イ. 業務の独占を排除するため、分割のうえ相互に競争を行わせる。
- ロ. その際、民間企業及び地方公共団体の新規参入も促進する。
- ハ. 事業発注及び施設を利用させる場合の営業料についても、小規模案件、緊急案件等を除き、競争入札とする。
- ニ. 占用料の引き上げ等による公団への収益還元の拡充を図る。
- ホ. 出資会社(66社)を再編・整理し、持株を段階的に処分する。

7)なお、有料道路について、適当な条件を有するものに民間による建設・管理(B.O.T.もしくはB.O.O.)方式を導入することを検討する。

16. (特)首都高速道路公団・(特)阪神高速道路公団

1)採算性の厳しい見通しに照らし、組織及び事業につき、次により、抜本的な見直しを行う。

- イ. 管理・保全部門の統合により事業執行体制を効率化する。
- ロ. 建設費・管理費を節減する。
- ハ. 建設、維持修繕及び料金収受の業務については、小規模案件、緊急案件等を除き、競争入札とする。
- ニ. 道路空間の有効利用(駐車場等)により、建設費の節減と公団への収益還元を図る。
- ホ. 関連公益法人の出資会社に対する持株を段階的に処分する。

2)ネットワーク完成後における経営形態のあり方を検討する。

17. (特)本州四国連絡橋公団

1)閣議決定(平成7年2月24日)に基づき、工事が概成した際、組織を大幅に縮小し、長大橋技術の継承・高度化を図ることを目的として管理を主たる業務とする体制に移行する。

2)建設費・管理費を節減する。

3)建設及び維持修繕の業務については、小規模案件、緊急案件等を除き、競争入札とする。

4)関連公益法人の出資会社に対する持株を段階的に処分する。

18. (認)日本下水道事業団

1)事業団の工事コストについて、技術開発を促進すること等により、平成11年度末までに10%以上を目途に節減する。

2)地方公共団体の下水道建設業務を受託する事業団の業務の性格に照らし、優良な中

小・中堅建設業者の受注機会の確保を図る。

19. 公営競技（（特）日本中央競馬会、（特）地方競馬全国協会、（特）日本自転車振興会、（特）日本小型自動車振興会、（財）日本船舶振興会）

1) 公営競技関係法人の交付金については

- イ. 交付金の申請から決定に至る手続きにつき透明性を確保する。
- ロ. 特定の交付先について恒常的に資金供給を行うことのないよう見直しを行う。
- ハ. 産業振興に関する交付金については、政策目的を一層明確にするとともに、その透明性を確保し、交付先を公開する。

以 上